



No.188

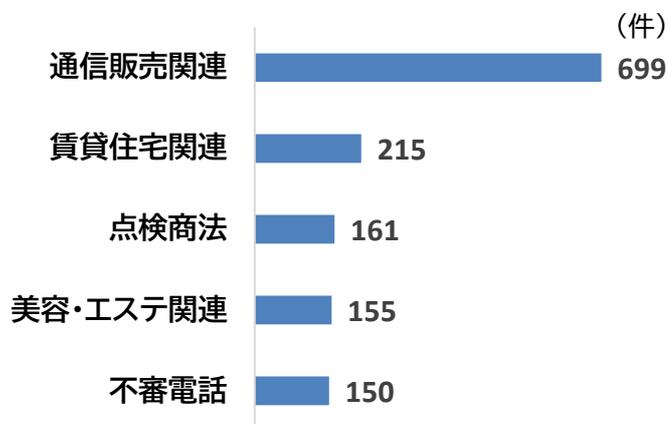
発行 江戸川区消費者センター  
編集協力 江戸川区消費者団体連絡会

## 令和6年度 江戸川区消費生活相談の状況

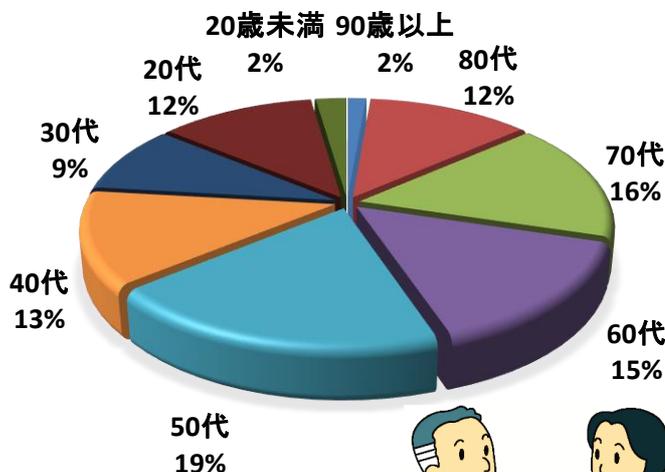
令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)に消費者センターが受けた相談は3,693件でした。相談内容をみると、通信販売関連が最多となっています。また、高額な契約を持ちかける点検商法が件数を伸ばし、NTTや総務省をかたる不審電話も急増しました。

年代別では、60歳以上の方からの相談が約43%を占めています。

### 相談が多い商品・サービスの内容



### 相談の契約当事者の年代別割合



### 相談が多い事例

#### 第一位 通信販売関連 699件(18.9%)

- お試しで1回だけのつもりで商品を注文したところ、定期購入になっていた。
- 送られてきた商品のサイズ・色・形などが広告と違うが返品に応じてくれない。

#### 第二位 賃貸住宅関連 215件(5.8%)

賃貸アパートを退去したら、高額な原状回復費用を請求された。

#### 第三位 点検商法 161件(4.4%)

「無料で点検します」と事業者に訪問され、「このままでは危険」などと不安をあおられ、給湯器、分電盤などの高額な交換工事の契約をしてしまった。



## 消費者センター イベント報告

4月15日(火)グリーンパレスにて実施

### 〈警視庁共同企画〉 「シニアのためのスマホ防犯教室」

警視庁サイバーセキュリティ対策本部と小松川警察署より現役警察官にお越しいただき、スマホを使った詐欺の主な手口や対策法を学びました。

#### セミナーの内容

(警視庁サイバーセキュリティ対策本部より)

- 架空料金請求詐欺について
- フィッシング詐欺について

(小松川警察署より)

- 特殊詐欺の最新手口
- 国際電話不取受付センターのご案内



#### 【参加者の感想】

- ・ (詐欺手口の)再現ドラマが印象的でわかりやすかった。とても勉強になった。
- ・ 自身も詐欺に遭いお金を支払いそうになったことがある。再度注意しようと思った。
- ・ 日々気をつけてスマホを使いたい。
- ・ 今日学んだことを周囲の人々にも伝えたい。
- ・ 詐欺の新しい手口がどんどん増えていて怖いと思った。
- ・ 被害に遭ったらすぐに相談することが大切だと思った。

## 熱中症予防 HEAT (ヒート)

総務省消防庁によると、令和6年(5月～9月)の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は97,578人でした。これは平成20年の調査開始以降、最も多い搬送人数でした。

発生場所では住居が最も多く、次いで道路、公衆(野外)、仕事場(道路工事現場、工場、作業所など)の順となっています。(総務省消防庁ウェブサイトより)

# H

Health Care

- 三度の食事
- 毎日の体温・血圧・心拍数・体重の測定

# E

Environment

- 涼しい生活環境
- 周囲の人達と交流できる毎日

# A

Alert

- 熱中症警戒アラートに注意
- 天気予報やニュースを毎日チェック

# T

Treatment

- 高血圧、心不全、糖尿病、腎臓病などの持病の管理
- かかりつけの先生の話聞いて持病をしっかり治療

熱中症は予防できる病気ですが、発症すれば命の危険もあります。

自分では熱中症にかかっていると分からないこともよくあります。

“HEAT(ヒート)”を意識し、お互い見守り合って危険な夏から大切な人を守りましょう。



知っておきたい

# クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、特定の販売方法について、法律で定められた期間内であれば、無条件で消費者が契約の解除をできる制度です。

## クーリング・オフができる取引と期間

### クーリング・オフの通知方法

法定書面（契約書面または申込書面）の受領日を含めて8日以内（連鎖販売取引、業務提供誘引取引は20日以内）に、はがき、メール、FAX等で事業者へ通知します。

#### 【はがきの場合】

送る前に両面のコピーを取り、特定記録郵便など発信の記録が残る方法で送りましょう。

#### 【メールの場合】

送信したメールのスクリーンショットなど、通知内容と日付がわかるデータを保存しておきましょう。

| 取引内容   | 適用対象   | 期間   |
|--|--|------|
|  訪問販売         | 店舗以外での契約<br>キャッチセールス、<br>アポイントセールスなど                 | 8日間  |
|  電話勧誘販売       | 電話勧誘による契約<br>勧誘の電話を一旦切った後、<br>郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当 | 8日間  |
|  連鎖販売取引      | 個人を販売員として勧誘し<br>更にその個人に次の販売員<br>を勧誘させる、いわゆるマルチ商法     | 20日間 |
|  特定継続的役務提供  | エステティック、美容医療、<br>語学教室、学習塾、家庭教師、<br>パソコン教室、結婚相手紹介サービス | 8日間  |
|  業務提供誘引販売取引 | 仕事に必要であるとして商品<br>等売り、金銭負担を負わせる、<br>いわゆる内職商法やモニター商法   | 20日間 |
|  訪問購入       | 事業者が自宅を訪問して<br>消費者から物品を買い取る契約                        | 8日間  |

## 「通信販売」にはクーリング・オフ制度がありません



返品可否や条件についての特約の記載がある場合には原則特約に従うこととなります。特約がない場合には、商品を受け取った日から8日以内であれば返品することができます。その場合、送付費用は消費者の負担となります。

イラスト:消費者庁イラスト集

江戸川区消費者センター  
相談専用電話

☎ 03-5662-7637 平日 9:00~16:00

# 令和7年度 江戸川区消費者センター事業紹介

## 相談事業

ご相談 ☎ 03-5662-7637 月～金(祝休日を除く)  
9:00～16:00

消費生活相談

### [消費生活相談]

専門資格を持った相談員が、消費者と事業者間のトラブルの解決に向けて、助言や情報提供等を行います。



## 啓発事業

お問い合わせ ☎ 03-5662-7635 月～金(祝休日を除く)  
9:00～17:00

### [情報紙の発行]

みまもり・ねっと……おもに熟年者を対象とした情報紙です。(年6回発行)  
E(いい)くらし……区民の暮らしをまもる情報紙です。(年4回発行)

### [消費者教室]

衣食住など身近なテーマで暮らしの質を高める講座を開催します。



### [講師派遣]

区民10人以上の集まりに講師を無料で派遣します。

### [地域まつりに参加]

消費者被害未然防止のため、各地域のお祭りに参加し啓発を行います。

### [消費者教育DVDの貸出し]

悪質商法対処法、食と生活、カード犯罪など75作品を無料で貸出しています。

### [えどがわメールニュース「消費生活情報」の配信]

右記のQRより配信登録できます。

<過去に配信した内容>

- ・その注文、定期購入かもかもしれません！最終確認画面で必ず確認を
- ・総務省をかたる自動音声の不審電話にご注意ください



【メールニュース配信登録】

## 無料セミナー のお知らせ

6月5日より申込開始

## 終活アドバイザーと学ぶ はじめての終活勉強会

7月2日(水) 13:00～15:00 グリーンパレス2階 高砂・羽衣

終活は「人生の後半をポジティブに過ごすための準備」です。  
元気なうちにしっかり備え、安心してこれからの人生を楽しみましょう。

※2月26日に開催したセミナーと同じ内容です



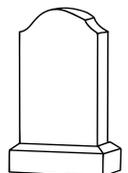
### 【講師】

大澤 玲子氏

終活アドバイザー  
ファイナンシャル  
プランナー



- ◆ エンディングノート書き方
- ◆ ライフプラン(老後の資金はどれくらい必要?)
- ◆ 遺言書、デジタル遺産
- ◆ 最近のお墓事情



【申込み先】江戸川区消費者センター ☎03-5662-7635

先着70名

受付時間:平日9:00～17:00